

ハーグ条約についてご存じですか？

一方の親の同意無しでお子さんが国境を越えて海外に移動した場合、一定の要件を満たせば、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）が適用されることとなります（日本及びイスラエルはハーグ条約の締約国です。）。

その場合、お子さんは、原則として元の居住国に戻されることとなります。詳しくは、外務省ホームページを御参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

どうしても、一方の親の同意無しでお子さんと移動せざるを得ない場合、刑事訴追の可能性や出入国の可否を含め、きちんと情報収集の上、行動するようお勧めします。

ハーグ条約に関する動画やリーフレットについては、外務省ホームページの以下の URL を御参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page25_000835.html#section2

お子さんの海外への移動、ハーグ条約について御不明な点がございましたら、以下まで御連絡ください。

外務省領事局ハーグ条約室

電話番号（81-3）5501-8466 平日午前9時～午後5時（12:30～13:30を除く）

Email: hagueconventionjapan@mofa.go.jp

在イスラエル日本国大使館領事班

電話番号（972-3）695-7292

Email ryouji@tl.mofa.go.jp